

学部学生(留学生は除く)対象

2019 年度秋学期出願者 対象  
**明治学院大学へボン給付奨学金**  
2020 年度春学期 更新手続き要項

以下の要領で、「明治学院大学へボン給付奨学金」の春学期更新手続きを受け付けます。自動更新ではありません。  
更新希望者は必ず手続きをしてください。

2019 年度秋学期に本奨学金に出願した学生（出願したが不採用となった者を含む）は、2020 年度春学期に更新手続きを行うことで春学期分の受給の機会が得られます。ただし、秋学期・春学期それぞれについて選考を行い、採否を発表します。

更新手続きを行わないと、理由の如何にかかわらず、春学期分の選考は受けられませんので、注意してください。

※次年度（2020 年度秋学期）の出願については、あらためて書類提出による出願が必要となります。

■更新資格：2019 年度秋学期に明治学院大学へボン給付奨学金に出願していること。

※ただし、2020 年度春学期開始時点で以下に該当する学生は更新手続きができません。

また、更新手続き後 6 月上旬の奨学金振込までに以下に該当した場合は審査対象外となります。

①退学・除籍・休学・留学等のため、2020 年度春学期の学籍が通常でなくなった者

②留年生（最短修業年限を超えて在学している者）

③家庭の経済状況の変化等により、春学期の更新を辞退する者

④日本学生支援機構奨学金またはその他の貸与奨学金の受給を辞退、または廃止となった者

なお、奨学金振込後に退学・除籍・休学・留学等のため、2020 年度春学期の学籍が通常でなくなった場合は、一旦振り込まれた奨学金を返戻していただきます。

■給付金額：年間授業料の半額に年間施設費の半額を加えた額を上限とし、審査により決定します。

※春学期の選考は秋学期とは別個で行うため、秋学期採用者も秋学期と同額となるとは限りません。

■選考方法：この奨学金は受付時に家計の状況や学業に対するの取り組み状況等を確認し、その後提出された書類により審査を行います。したがって家庭の経済状況の変化等の理由により、秋学期に採用となっても春学期に不採用となる、また、その逆もあり得ますのであらかじめご了承ください。

■採用発表：5 月下旬（予定）

■給付日：6 月上旬（予定）、届出の口座に振込

■注 意：今回の手続きは秋学期出願者の更新手続きのため、春学期から新たに出願することはできません。

■出願方法：ポータルへボン経由で、アンケート「へボン給付奨学金 春学期更新手続き」から出願してください。

**更新手続きは WEB で行います！  
必ず次ページを確認してください。**

■ 出願方法：

## STEP1＜希望者全員＞

- ・ポートヘボンのアンケート「ヘボン給付奨学金 春学期更新手続き」から出願してください。

## ●出願期間（全員）：2020年3月2日（月）～2020年3月13日（金）

\*以下のSTEP2に該当しない場合は、STEP1で手続き完了です。

---

## STEP2＜該当者のみ＞

- ・次の（1）または（2）に該当する場合は、ポートヘボンにて出願した後、以下の所定の書類を学生課へ提出する必要があります。

【所定書式】については、学生課窓口にて受け取るか、または学生部 Web サイトからダウンロードできます。（大学HP→「学生生活」→「学費・奨学金」→「奨学金」→「各種奨学金情報」）

### （1）秋学期願書提出後に、家計状況に変更が生じた場合

- ①父母（または代わりに家計を支えている方）の勤務先または勤務形態が変わったとき  
⇒「給与支払見込証明書」【所定書式、勤務先に発行依頼】  
※パートやアルバイト等のため「給与支払見込証明書」が発行されない場合は「給与明細コピー」（直近3ヶ月分）
- ②無職だった父母（または代わりに家計を支えている方）が就職したとき  
⇒「給与支払見込証明書」【所定書式、勤務先に発行依頼】  
※パートやアルバイト等のため「給与支払見込証明書」が発行されない場合は「給与明細コピー」（直近3ヶ月分）
- ③父母（または代わりに家計を支えている方）が失職または破産等により無収入となったとき  
⇒その内容（無職となった、破産した等）が分かる書類のコピー  
※個別事情によりその他の書類が必要となる場合があるので、学生課窓口で確認してください。
- ④父母の離別・死別等により、経済状況に変更が生じたとき  
⇒養育費を受けている場合は「援助年額について」【所定書式、援助者が記入】  
※個別事情によりその他の書類が必要になる場合があるので、学生課窓口で確認してください。

### （2）振込口座の変更を希望する場合

⇒「振込口座届」【所定書式】

## ●書類提出期間（STEP2 該当者のみ）：

2020年3月23日（月）～2020年3月27日（金）

- ・やむを得ない理由により提出書類が揃わない場合は、期間内に窓口で相談してください。
- ・提出場所・時間：各学生課の対象学生と窓口時間は以下のとおりです。なお、提出は学生本人に限ります。

対象となる学生	場 所	窓口時間 ※時間厳守
文・経済・社会・法・心理学部の新2年生 国際学部の新2～4年生	横浜学生課 (1号館1階)	月～金：9:30～11:45、12:30～16:30 土：9:30～12:00
文・経済・社会・法・心理学部の新3・4年生	白金学生課 (本館1階)	月～金：9:30～11:45、12:30～16:00 土：9:30～11:45

※発表・通知・呼出等は全て学生課の「奨学金掲示板」および「ポートヘボン」を通して行います。

※この奨学金は資金の一部を明治学院大学保証人会からご寄付頂いて実施しています。